

加茂小学校慶弔規定

- 第 1 条 この規定は、会員相互の親睦の精神に則り運営するものである。
- 第 2 条 この規定は、加茂小学校 PTA 会員及び在籍の児童に適用する。
- 第 3 条 会員及び児童の死亡に対しては、次の通りである。
①会より香料 5,000 円を供える。
②役員及び委員は、都合のつく限り葬儀に参列する。
- 第 4 条 PTA に関係の深い方の死亡に対しては、総務会で協議して決定し、運営委員会において事後承諾を求める。
- 第 5 条 PTA 学校関係団体行事等、おつきあいに対して御祝儀を贈る。
- 第 6 条 その他上記規定にかかわらず必要あるときは、総務会で協議して決定する。
- 第 7 条 この規定を改正するときは、運営委員会の決議を要し、総会において報告する。